

# 避難所指定基準

平成 28 年 8 月





# 目 次

1. 避難所の基本事項.....	1
1.1 避難所指定の基本的な方針 .....	1
1.2 対象とする災害 .....	1
1.3 避難所の種類 .....	4
1.4 安全度ランクの設定 .....	10
1.5 避難所指定後の留意事項 .....	16
1.5.1 物資の配送 .....	16
1.5.2 通信手段 .....	16
1.5.3 避難所運営 .....	17
1.5.4 避難生活施設に設けるべきスペース .....	18
2. 対象とする避難者.....	20

## 1. 避難所の基本事項

### 1.1 避難所指定の基本的な方針

避難所を指定するに当たり基本的な方針を示す。

- ・避難所指定の考え方を統一

市町村合併以後、それぞれ異なった考え方の基で指定されていた避難所について、統一した考え方を以て指定する。(平成 24 年度に完了)

- ・安全な避難所

行政が全ての災害に対して十分に安全な避難所を全ての地域に準備することは困難である。対象となる災害に対して安全を確保できることを目標に、各避難所にどのような危険性があるかを検証し、避難先選定の指標となる安全度のランクを示す。

- ・わかりやすい避難所

風水害、地震、津波で避難先が紛らわしく無いよう、同じ避難先を目指せば安全が確保できるよう指定する。(ただし、津波の到達時間によっては津波に対する避難は最寄となる)

### 1.2 対象とする災害

#### ①洪水

対象河川：宮川、勢田川、五十鈴川、五十鈴川派川、外城田川、大堀川

浸水範囲：対象河川の外水氾濫の最大範囲を想定

浸水想定：宮川直轄管理区間（平成 28 年 12 月 15 日 国土交通省）

宮川指定区間、桧尻川（平成 21 年 3 月 三重県）

勢田川（平成 29 年 6 月 2 日 国土交通省）

五十鈴川、五十鈴川派川、松下川（平成 18 年 3 月 三重県）

外城田川、相合川、有田川（平成 20 年 7 月 15 日 三重県）

大堀川（平成 19 年 10 月 三重県）

#### ②土砂災害

##### ◆土砂災害危険箇所

土砂災害発生の危険のある場所について平成 13 年度に調査を三重県が実施。土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所を対象とする。また、順次土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めており、その区域も対象とする。

##### ◆土砂災害（特別）警戒区域

平成 12 年 5 月に成立した法律（土砂災害防止法）に基づき指定された区域（「急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域」）を対象とする。

### ③地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

### ④津波

#### ◆三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）

津波浸水予測は、満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合、【防潮堤等の施設がないとした場合】について、三重県沿岸地域における最大浸水深（津波で浸水したときの地面から水面までの深さの最大値）を想定

- ・国の中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（平成 15 年 9 月 17 日）において発表された、想定東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生した場合の想定震源域の範囲（面積）を変えずに、すべり量をマグニチュード 9.0 に合うように大きくした震源モデルを設定し、津波シミュレーションを実施
- ・一年で最も潮位が高くなる時期の満潮時に地震が発生したことを想定
- ・海岸や河川にある防潮堤等の施設をすべてないものとした場合の津波浸水範囲を想定

#### ◆南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（案） 平成 24 年 8 月 29 日 内閣府（防災担当）

- ・津波断層モデルは、最大クラスの津波断層モデルを設定し 10m メッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計。
- ・津波断層モデルの破壊の仕方は、津波断層が破壊開始点から順次破壊していく効果が見えるモデルとし、陸域の沈降の効果は考慮するが隆起の効果は考慮しない。
- ・堤防（水門含む）の条件は、津波が現況の堤防を越えた時点で堤防が機能しなくなる（破堤、堤防なし）とした。
- ・液状化現象に伴う堤防の沈下等は加味していない。

#### ◆三重県地震被害想定（平成 25 年度版）

- ・内閣府の津波断層モデル（ケース①②⑥⑦⑧⑨⑩）を基に三重県が作成
- ・あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震を想定した
- ・堤防条件は、国土交通省「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、盛土構造物は 75%沈下させた上で、沈下後の構造物を津波が越流した時点で破堤。

#### ◆対象とする津波浸水予測

避難所検討の対象災害としては、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）が、南海トラフの巨

大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（案）平成24年8月29日 内閣府（防災担当）、及び、三重県地震被害想定（平成25年度版）の津波浸水予測の範囲より広いため、三重県津波浸水予測（平成23年度版）を対象とする。

⑤火災

伊勢市の消防力で対応ができない程度の火災が発生した場合。

### 1.3 避難所の種類

「指定避難所」及び「津波緊急避難所（場所）」を災害対策基本法第49条の4に規定される指定緊急避難場所として指定し、「指定避難所」の内15箇所を台風の接近など災害発生が想定される時に自主避難者用に自主避難所として開設する。

「避難生活施設」及び「福祉避難所」を災害対策基本法第49条の7に規定される指定避難所として指定する。

なお、「自治会避難所」は自治会の公民館などで登録申請を受けた建物の安全性を伊勢市避難所指定基準に基づき判定し、安全性が確認できた施設について認定する。

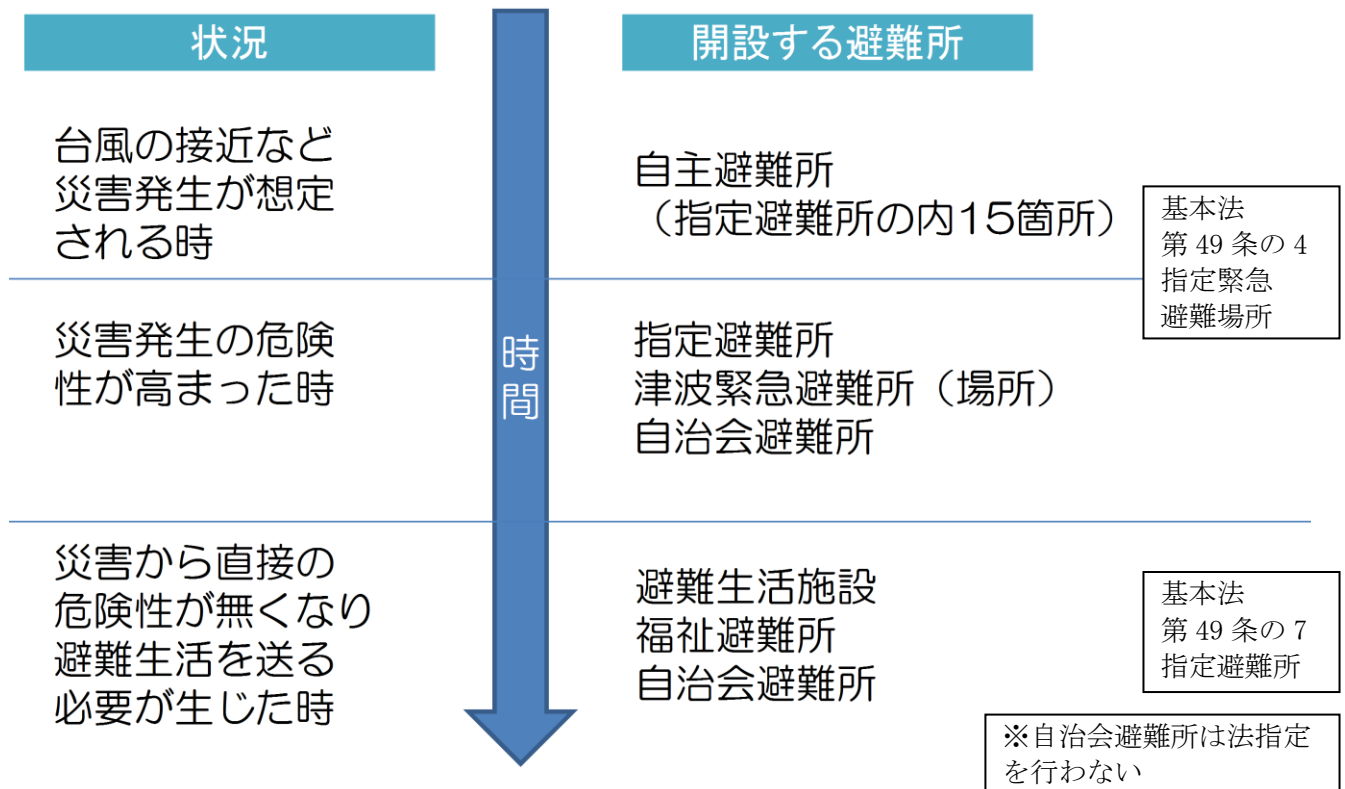
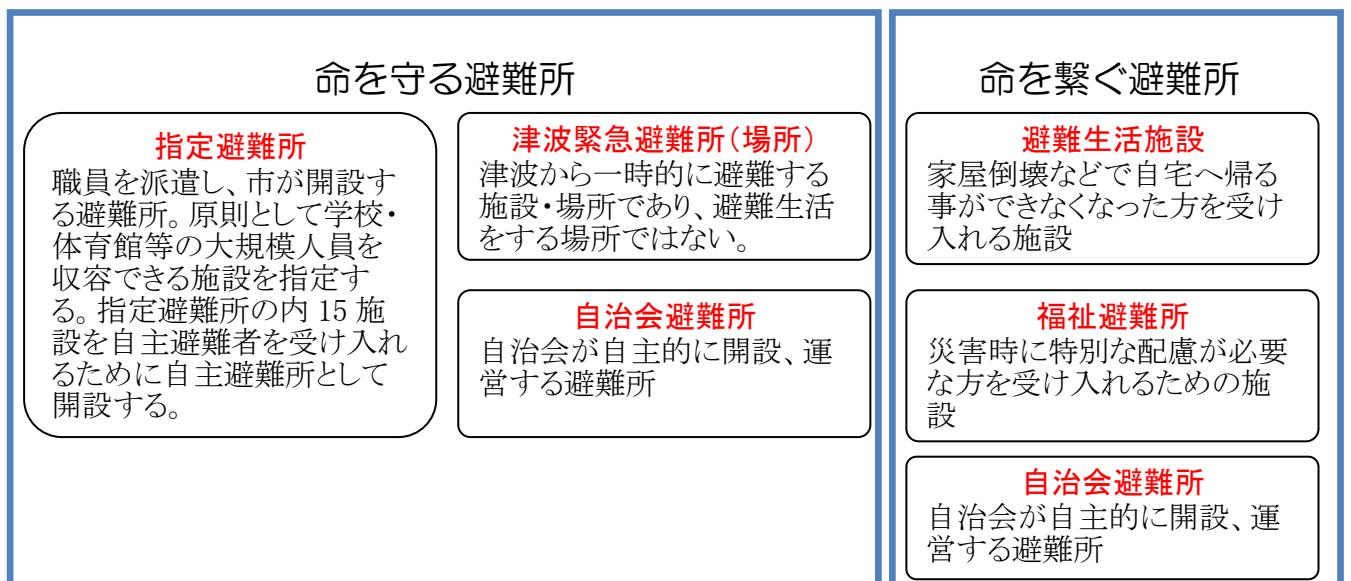


図 1.1 避難所の種類と開設のイメージ



各避難所の基本事項と指定の基準を以下に示す。

■市が指定する避難所

◇指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 4）

（1）対象とする災害

洪水、土砂災害、地震

（2）管理条件

①室内に滞在できること

②市職員等による開設が可能であること

③施設管理者が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること

（3）立地条件

①土砂災害（特別）警戒区域に含まれていないこと。ただし、土砂災害（特別）警戒区域の指定が完了していない地区については、土砂災害の危険箇所に含まれていないこと。

②河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に含まれていないこと

③洪水により避難所の周囲が浸水する施設は、浸水想定階以上を指定し浸水階は指定しない。

④津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。ただし、津波浸水想定区域内にある学校の体育館は、津波緊急避難所（同一敷地内の校舎、または徒歩で避難が可能な施設）があることを前提に、指定避難所として指定する。

（4）構造条件

①河川の浸水想定区域に含まれている場合には、浸水が想定される階より上階に避難上有効なスペースがあること

②耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が 0.6 以上）の建築物であること

③耐火・準耐火建築物であること

④河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に含まれる場合には、非木造の施設であること

（5）その他の条件

①一定以上の避難者収容（収容人員が 200 人以上（有効避難面積が 500 m<sup>2</sup>以上））が可能な施設とする。ただし、近隣に指定避難所がない地域は、実情に応じ小規模であっても避難所として指定する。

②洪水又は津波からの浸水が想定されている施設は、施設の何階以上と有効な避難階を指定する。（例：〇〇小学校校舎 2 階以上）

③津波の浸水想定区域とその付近の指定避難所は津波緊急避難所と併せて指定するため、津波緊急避難所の指定条件を満たすこと

④収容可能人員数は避難者一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>で算出する。



◇津波緊急避難所（場所）（災害対策基本法第 49 条の 4）

（1）対象とする災害

津波

（2）管理条件

①施設管理者が常駐していない施設は、外付階段や震度感知式鍵ボックスなどを利用し 24 時間有効な避難スペースまで避難できること

（3）立地条件

①津波浸水想定区域内

②津波浸水想定区域に隣接する範囲（区域より約 1500m）

④危険物保管場所が近くになく、保安距離が必要な危険物施設については保安距離以上（危険物の規制に関する政令）離れた施設（場所）とする。

⑤津波浸水想定区域内においては RC（鉄筋コンクリート）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造の建築物を基本とし、S（鉄骨）構造の建築物で、津波の圧力が減じて到達すると考えられる立地条件の場合は指定する。

（4）構造条件

①津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。

②耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が 0.6 以上）の建築物とする。

③耐火・準耐火建築物とする。

④原則、「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月内閣府政策統括官（防災担当）（以下、ガイドラインと言う。））」の要件を満たす施設とするが、満たしていない建築物もガイドラインに適合していないことを公表したうえで指定する。

※津波に対する構造安全性の基準

- ・想定浸水深が 1m 以下の場合 2 階以上の建築物
- ・想定浸水深が 2m 以下の場合 3 階以上の建築物
- ・想定浸水深が 3m 以下の場合 4 階以上の建築物

なお、ガイドラインは平成 29 年 7 月 5 日で廃止され、構造物が津波の波圧から耐えうる強度を持っているかを構造計算により確認することが求められているが、民間施設や、統廃合が想定されている学校などに対して現時点では対応できないため、市民等には安全度ランクで避難先を検討いただく。

（5）その他の条件

①指定する際には施設の何階以上と位置を指定する。（例：〇〇小学校校舎 2 階以上）

②建築物だけでなく、場所（高台や山等）も指定する。

③収容可能人員数は避難者一人当たり 1.00 m<sup>2</sup>で算出するが、津波避難を主たる目的として整備する施設は 0.5 m<sup>2</sup>以上とする。

◇指定避難所（火災）（災害対策基本法第 49 条の 4）

（1）対象とする災害

火災

（2）管理条件

①室内に滞在できること

②市職員等による開設が可能であること

③施設管理者が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること

（3）立地条件

①屋外に火災延焼から安全を確保できるスペースがあること

（4）その他の条件

①上記の条件を満たす市内の小中学校を指定する

■避難生活施設（災害対策基本法第 49 条の 7）

（1）対象とする災害

全ての災害を対象

（2）管理条件

①室内に滞在できること

②市職員等による開設が可能であること

③施設管理者が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること

（3）立地条件

①人員・物資の輸送用車両の乗り入れ可能な道路（3.5m以上）に面するとともに、幾通りかのルートが確保できること

（4）開設条件

①被災状況に応じて場所を選定し開設する。

②被害の状況により開設する施設を選定するが、津波の被害による避難生活施設の開設は、津波の浸水区域外とする。

（5）その他の条件

①避難生活施設開設中に新たな災害の危機が発生した場合には「指定避難所」「津波緊急避難所（場所）」へ避難していただく。

②収容可能人員数は避難者一人当たり 1.65㎡で算出する。ただし、避難生活の長期化が予測される場合には一人当たりの必要面積を増やす必要がある事を考慮する。

■福祉避難所（災害対策基本法第49条の7）

（1）対象とする災害

全ての災害を対象

（2）管理条件

- ①室内に滞在できること
- ②市職員等による開設が可能であること
- ③施設管理者が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること
- ④要配慮者の受け入れに必要な資源（人、物）が備えられている、又は、搬入可能なこと

（3）立地条件

①各種ハザードのリスクが無い施設が好ましいが、避難生活の場であるため指定の条件とはしない

（4）開設要件

- ①被災状況に応じて場所を選定し開設する。
- ②被害の状況により開設する施設を選定するが、津波の被害による避難生活施設の開設は、津波の浸水区域外とする

（5）その他の要件

①福祉避難所開設中に新たな災害の危機が発生した場合には施設の「指定避難所」「津波緊急避難所（場所）」へ避難していただく

■その他の避難所（市が認定し、施設管理者が開設・運営する）

◇自治会避難所（災害対策基本法に基づく避難所指定は行わない）

（１）対象とする災害

洪水、土砂災害、地震

（２）管理条件

①室内に滞在できること

②施設管理者が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること

（３）立地条件

①土砂災害（特別）警戒区域に含まれていないこと。ただし、土砂災害（特別）警戒区域の指定が完了していない地区については、土砂災害の危険箇所に含まれていないこと。

②河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に含まれていないこと

③洪水により避難所の周囲が浸水する施設は、浸水想定階以上を指定し浸水階は認定しない。

（４）構造条件

①河川の浸水想定区域に含まれている場合には、浸水が想定される階より上階に避難上有効なスペースがあること

②耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が 0.6 以上）の建築物であること

③耐火・準耐火建築物であること

④河川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に含まれる場合には、非木造の施設であること

（５）その他の条件

①洪水又は津波からの浸水が想定されている施設は、施設の何階以上と有効な避難階を認定する。（例：〇〇小学校校舎 2 階以上）

③津波の浸水想定区域は津波緊急避難所の指定条件を満たすこと

## 1.4 安全度ランクの設定

避難所の安全度ランクを設定することにより、避難先の優先度を示す。

以下のとおり安全度のランクを設定する。

表 1.1 安全度ランクの設定

安全度ランク	安全度	条件
☆☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難所	・ハザード区域外の避難所
☆☆	浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難所	・津波浸水想定区域内でガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 適合 ・土砂災害（特別）警戒区域外（指定が完了していない地区は土砂災害危険箇所外）
☆	津波浸水想定区域内で、ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1の安全が確認されていない避難所	・ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 不適合 ・「S 構造の津波に対する構造安全性」※2 が確認された建築物 ・土砂災害（特別）警戒区域外（指定が完了していない地区は土砂災害危険箇所外）
▲	各種災害から時間的に余裕がない場合に、緊急的に避難する施設であり、構造、各種被害予測から一定の危険性がある施設。	・ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 不適合かつ浸水に対して余裕のない（浸水標高から避難目標階床面までの余裕高が2.0mより小さく避難目標階より上に避難スペースがないまたは避難目標階より上に安全に避難できない）施設 ・津波緊急避難所の内、土砂災害（特別）警戒区域（指定が完了していない地区は土砂災害危険箇所）に一部がかかっている施設 ・隣接する校舎等に津波注警報が発表された場合には避難する必要がある屋内運動場、体育館 ・山間部で災害時に孤立の危険性があり構造条件等を満たしていない施設

※1 ガイドライン「津波に対する構造安全性」とは、以下の条件を満たす施設。

- ・想定浸水深が1m以下の場合2階以上の建築物
- ・想定浸水深が2m以下の場合3階以上の建築物
- ・想定浸水深が3m以下の場合4階以上の建築物

※2 「S 構造の津波に対する構造安全性」とは、以下の要件をすべて満たす施設。

- ・新耐震設計基準対応（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建築物）
- ・重量鉄骨造
- ・ラーメン構造（3階建相当以上かつ建物用途（事務所、商業施設、アパート等）で判断）
- ・津波波圧の低減効果※3（海岸、河川からの距離500m以上）を得られる施設

- ※3 津波波圧の低減効果は、「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）」より、海岸から 500m以上離れた施設に適用する。
- ※4 施設の各階層により安全度ランクが異なる場合は分けて指定する。（例：2階▲、3階以上☆）

表 1.2 避難所の安全度ランクの早見表

災害区域			条件	高台	建物構造			
土砂	津波	洪水			RC 構造	SRC 構造	S 構造	W 構造
外	外	外	災害区域外	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
外	内	外 or 内	「津波に対する構造安全性」に適合している	—	☆☆	☆☆	—	—
外	内	外 or 内	「津波に対する構造安全性」に適合していない	—	☆	☆	☆	—
外	内	外 or 内	「S 構造の津波に対する構造安全性」に適合している					
外	内	外 or 内	「津波に対する構造安全性」に適合していないかつ浸水に対して余裕がない（浸水標高から避難目標階床面までの余裕高が 2.0m より小さく避難目標階より上に避難スペースがないまたは避難目標階より上に安全に避難できない）施設	—	▲	▲	指定しない	指定しない
外	外	外	山間部で災害時に孤立の危険性があり構造条件等を満たしていない施設	—	▲	▲	▲	▲
内	内	外 or 内	津波浸水想定区域内で、津波浸水の要件 を満たしているが、土砂災害（特別）警戒区域（指定が完了していない地区は土砂災害危険箇所）に一部がかかる施設	▲	▲	▲	▲	指定しない
内	外	外 or 内	津波浸水想定区域外で、土砂災害（特別）警戒区域内（指定が完了していない地区は土砂災害危険箇所内）に立地	指定しない	指定しない	指定しない	指定しない	指定しない





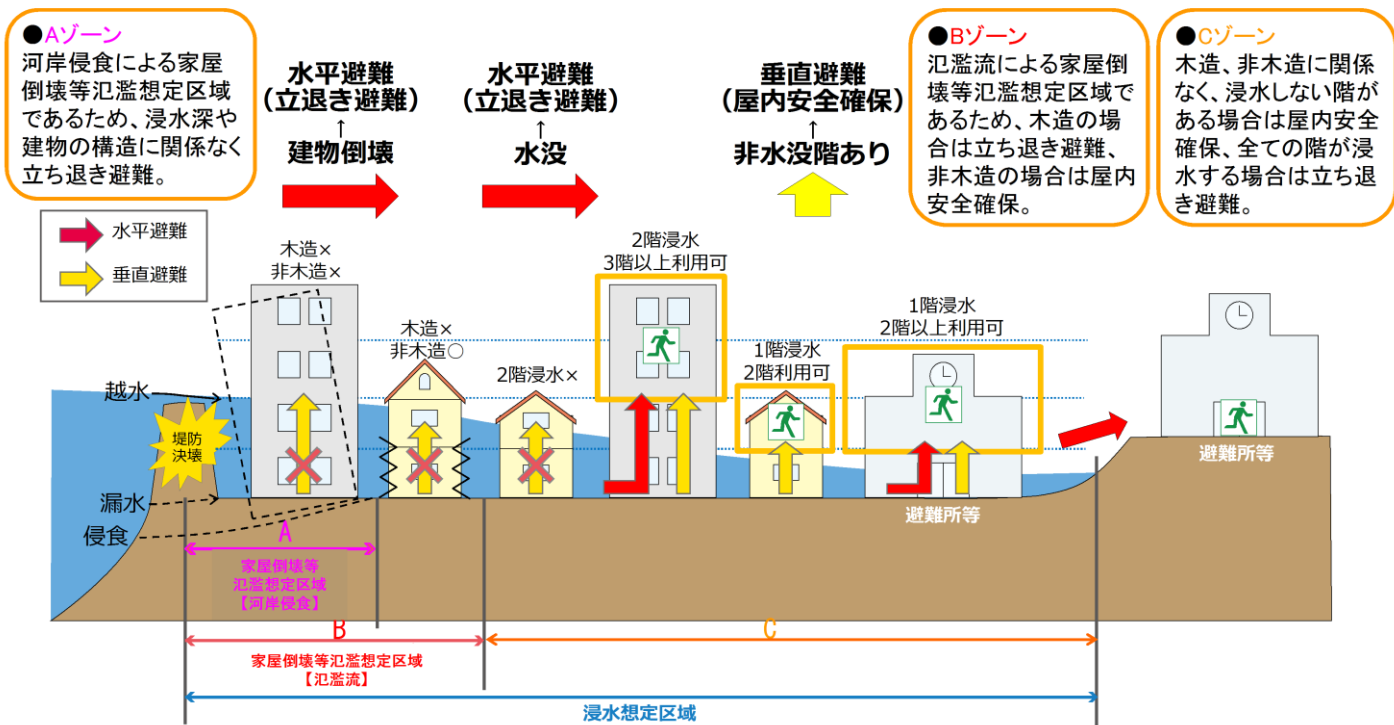


図 1.4 家屋倒壊等氾濫想定区域と避難方法の考え方

各避難所の関係

避難順序及び避難所の利用は、下図のとおりとなる。

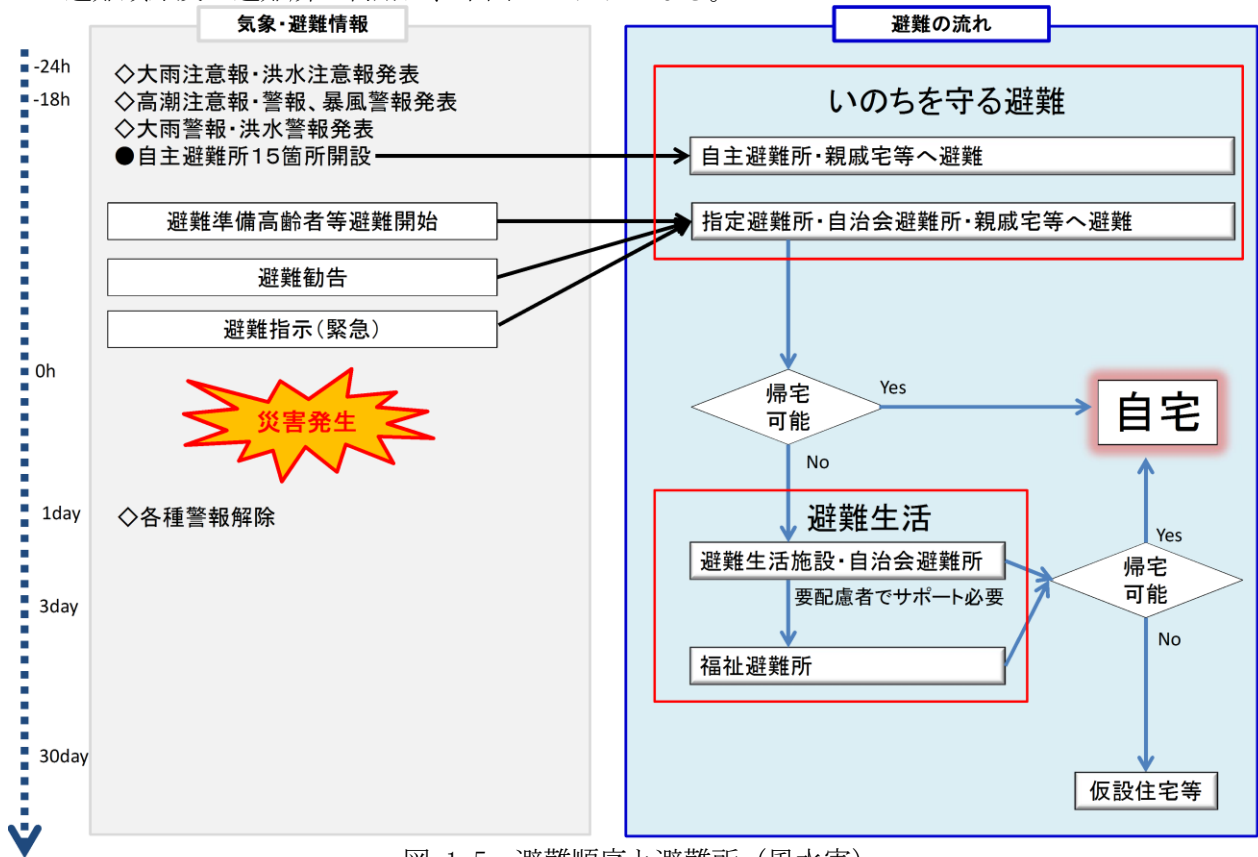


図 1.5 避難順序と避難所 (風水害)

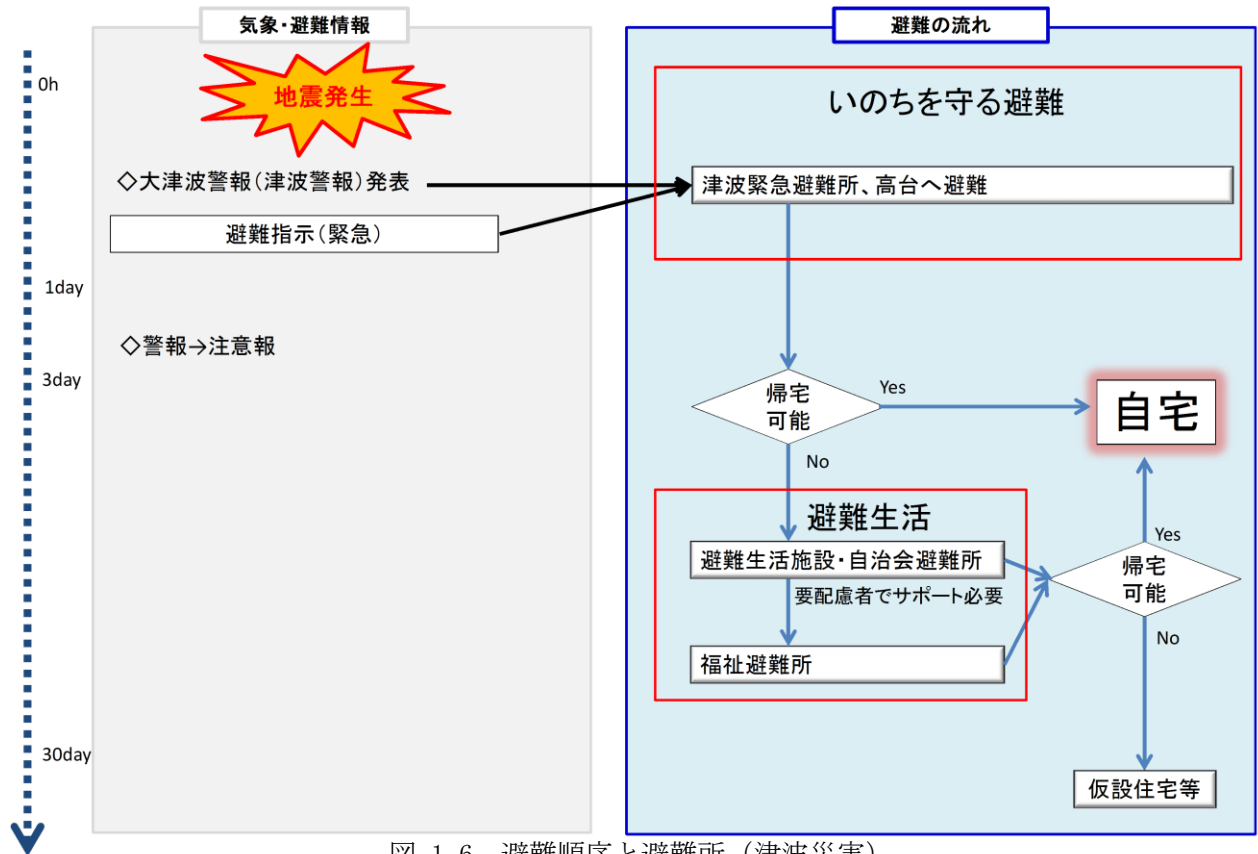


図 1.6 避難順序と避難所 (津波災害)

## 1.5 避難所指定後の留意事項

### 1.5.1 物資の配送

物資配給は、図 1.7 物資配給イメージのとおりとする

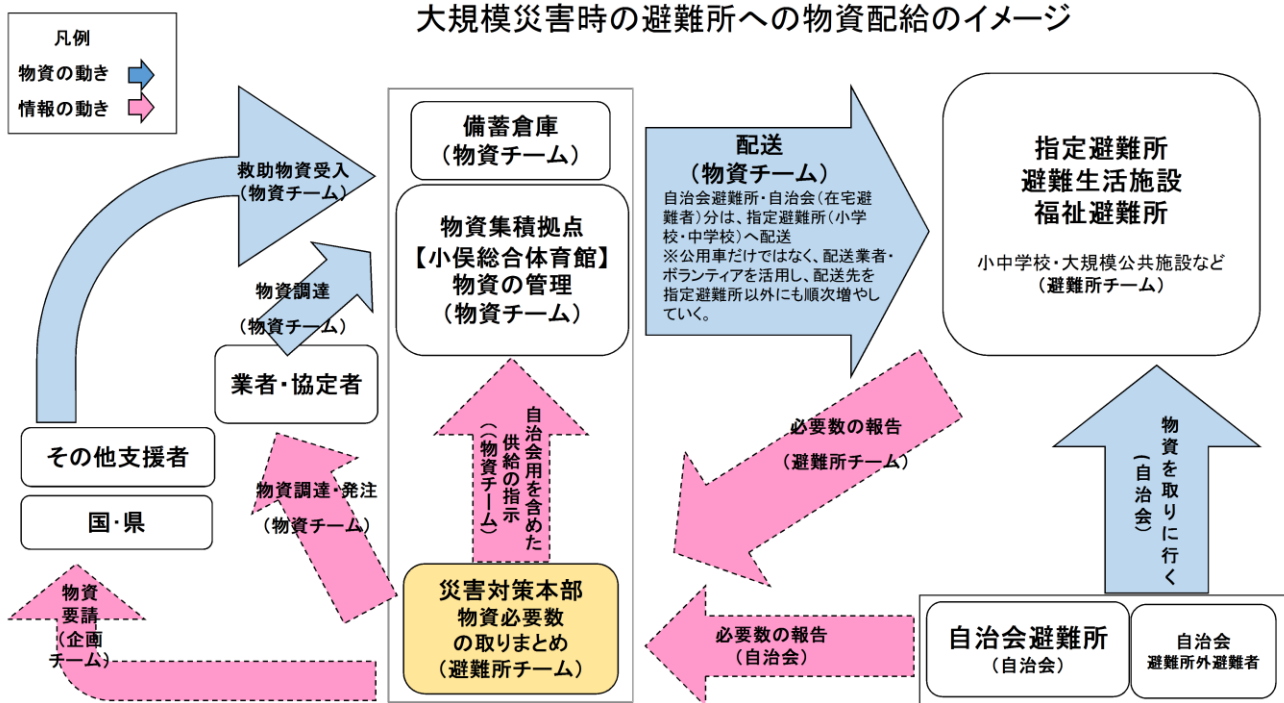


図 1.7 物資配給イメージ

### 1.5.2 通信手段

#### (1) 指定避難所

- ①衛星携帯電話、トランシーバー等の配備を検討する。
- ②戸別受信機を整備する。

#### (2) 津波緊急避難所

- ①衛星携帯電話、トランシーバー等の配備を検討する。

#### (3) 避難生活施設

- ①衛星携帯電話、トランシーバー等の配備を検討する。
- ②戸別受信機を整備する。

#### (4) 福祉避難所

- ①衛星携帯電話、トランシーバー等の配備を検討する。
- ②戸別受信機を整備する。

#### (5) 自治会避難所

- ①戸別受信機を整備する。

### 1.5.3 避難所運営

#### (1) 指定避難所（発災前数時間～3日程度）

- ①市職員は数名程度しか派遣できないため、地域役員等が中心となって運営を行う必要がある。
- ②施設管理者は運営に協力する。

#### (2) 津波緊急避難所（津波警報発表直後～3日程度）

- ①市職員は派遣できない。
- ②避難者の中で運営を行い、可能であれば市災害対策本部へ避難状況等を伝達する

#### (3) 避難生活施設（発災後～数ヶ月）

- ①市職員は数名程度しか派遣できないため、地域役員、避難者が中心となって運営を行う必要がある。
- ②施設管理者は運営に協力する。
- ③NPO、ボランティアなどに必要な支援の情報を発信し連携をとる。
- ④平時から避難所ごとで「避難所運営マニュアル」を作成し、市職員、地域住民、施設管理者で事前にルールや運営体制を確立しておく。

#### (4) 福祉避難所（発災後～数ヶ月）

- ①福祉避難所の利用者は特に配慮が必要な方が利用することから、運営に携わるスタッフや資材などの資源確保を予め計画しておく。
- ②「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当）」を参考に対策を進める。
- ③民間の施設では施設管理者が調達した物資や備蓄を利用させていただき、使用分を後で弁償する。ただし、状況によっては市が調達した物資を配送する。
- ④民間の施設で福祉避難所として要した人件費は市が負担する（災害救助法の適用範囲を基本とする）

#### (5) 自治会避難所

- ①自治会が開設し、運営を行う。
- ②自治会が自主的に開設、運営する避難所で、市は開設を要請しない。
- ③市職員は派遣しない。ただし、局所的な災害など職員派遣が可能であれば柔軟に対応する。

#### 1.5.4 避難生活施設に設けるべきスペース

避難生活施設に設けるべきスペースを以下に示す。

区 分		設 置 場 所 等
① 施 設 運 営 用	●避難者の受付所	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	●事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋が確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物等は別室(施設管理者の部屋、職員室等)で保管してもらう。
	●広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・避難者や在宅被災者に市の災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
	会議場所	・事務室や休憩所等に、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。
	仮眠所 (避難所運営者用)	・事務室や仮設テント等に、スタッフ用の仮眠所を確保する。
② 救 援 活 動 用	●救護室	・すべての避難所に行政の救護所が設置されるとは限らないが、施設の医務室を利用する等して、応急の医療活動ができる空間を作る。
	物資等の保管室	・救援物資等を収納・管理する場所。 ・食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしない。
	物資等の配布場所	・物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、または屋外にテントを張ることが考えられる。
	特設公衆電話の設置場所	・当初は、屋根のある屋外等、在宅被災者も利用できる場所に設置する。 ・日が経過するに連れ、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設ける。
③ 避 難 生 活 用	●更衣室 (兼授乳場所)	・少なくとも女子更衣室は、授乳場所も兼ねるため、速やかに個室を確保する。(又は仕切りを設ける)
	相談室	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られ相談できる場所(個室)を確保する。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、イス等を置いたコーナーをすることでもよい。会議場所、娯楽場所等としても活用する。
	調理場(電気調理器具用)	・電力が復旧してから、電気湯沸かしポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける(電気容量に注意が必要)
	遊戯場、勉強場所	・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。就寝場所からは少し離れた場所に設置する。
	福祉避難スペース	・要配慮者については、援護の状態別に対応することとし、援護の状況に応じて適切スペースを確保する。

区 分		設 置 場 所 等
④ 屋 外	仮設トイレ	・原則として、屋外で、就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、高齢者等が行きやすい場所に設置する。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で、就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が進入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	・屋外に設ける。
	物資等の荷下ろし場・配布場所	・トラックが進入しやすい所に場所を確保する。 ・屋内に、物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴場、洗濯・物干場	・原則として、屋外で、トラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。
	駐輪・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
	ペット	・原則として、屋外にスペースを設け、その場所で飼育する。

注) 「●」は当初から設置する、「○○室」は独立して設置することが望ましいものである。

## 2. 対象とする避難者

(1) 災害救助法では、下記の者を避難所受け入れの対象としている。

① 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

イ 現に被害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、ホテル・旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客、通行人等。

② 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

ア 避難情報（避難準備高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示）が発せられた場合

イ 避難情報は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

- ・ 大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受け入れを求める者がいれば、対応することを基本とする。
- ・ 1週間後ごろまでをめどに避難者名簿等を作成し、被災状況等を確認し、個別に対応していく。住宅内部の被災、ライフラインの停止、精神的ダメージ等、避難者が自宅で生活できない原因がある場合は、市災害対策本部等がそれぞれの対策を進めながら、環境が整った時点で退出を促す必要がある。

(2) 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、災害対策基本法では「災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

- ・ 災害直後は避難者全員が極度のストレス状態にあり、健常な成人であっても体調を崩しやすい状態であることから、災害時要配慮者の避難があった場合、特別の配慮（優先的に室内へ避難できるようにすること、災害時要配慮者の要望に対応した食料・物資の調達等）を行う。
- ・ 災害時要配慮者については、援護の状態別に対応することとし、状況に応じて適切な支援が提供できる福祉避難所への搬送に備える。
- ・ 災害時要配慮者の全ての方を福祉避難所に搬送することはできないことから、指定避難所に福祉避難スペースを確保し保健師等を派遣し、災害時要配慮者を支える。

### (3) 在宅被災者、車中泊などの避難所外避難者

避難所を拠点として実施される市の救援対策の対象には、避難所に入れない者や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない者（在宅被災者、余震・二次被害の恐れや情報不足により不安を覚える住民等）を含む。

- ・ 食料の提供等の救援対策を実施するにあたっては、避難所内外にかかわらず、必要とする被災者に公平に対応する。
- ・ 「避難所にいなければ損をする」状況とならないよう、自宅にいても必要な支援が受けられる体制を整え、住民に周知する。
- ・ 車中泊の避難者に対してはエコノミクス症候群の発生を予防するための啓発を行う。

### (4) 被災地外（市外域）避難者

被災地外に避難している被災者に対しても、市は県及び受け入れ先自治体と連携して、情報提供等必要な支援を行う。

- ・ 被災地外に避難している被災者に対しては市災害対策本部のほか地域の避難所等を窓口として、連絡先を届け出る。

### (5) 帰宅困難者

帰宅が困難になった者が駅等に滞留した場合は、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。

- ・ 昼間等に突発的に大規模災害が発生した場合、会社や学校、商業地域等では、通勤・通学者や買い物客等が、交通機関の不通等により、帰宅が困難となることが予想される。原則として、これら帰宅困難者への対応は、通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきであり、市は事業所等にその周知を徹底し、事前対策の実施を促す。

### (6) 観光客

観光先で被災した観光客が安全に避難できるよう、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動等の対策を講じるとともに、観光関連事業者等と連携して避難誘導體制を整える。

- ・ 災害時、迅速に避難所に誘導するために、観光客が多い駅前、観光地等に避難所や避難経路の誘導標識を設置する。また、観光パンフレット等の地図にも避難所を掲載する。



(7) 自主避難者

台風接近時等においては、避難勧告等を発令する前に住民が自主的に避難することも考えられる。災害初期の段階で開設する避難所を公表し自主避難者の受け入れについても考慮する。

自主避難者への対応として、市内 15 箇所の避難所を開設する。

- |    |                            |                  |
|----|----------------------------|------------------|
| 1  | シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館） |                  |
| 2  | しごうこども園                    | 3 進修小学校屋内運動場     |
| 4  | 伊勢市福祉健康センター                | 5 宮本地区コミュニティセンター |
| 6  | 佐八小学校校舎                    | 7 神社小学校校舎        |
| 8  | 伊勢市生涯学習センター                | 9 豊浜中学校校舎        |
| 10 | 北浜小学校屋内運動場                 | 11 城田小学校屋内運動場    |
| 12 | 上野小学校屋内運動場                 | 13 二見公民館         |
| 14 | 小俣保健センター                   | 15 ハートプラザみその     |